

大口町告示第113号

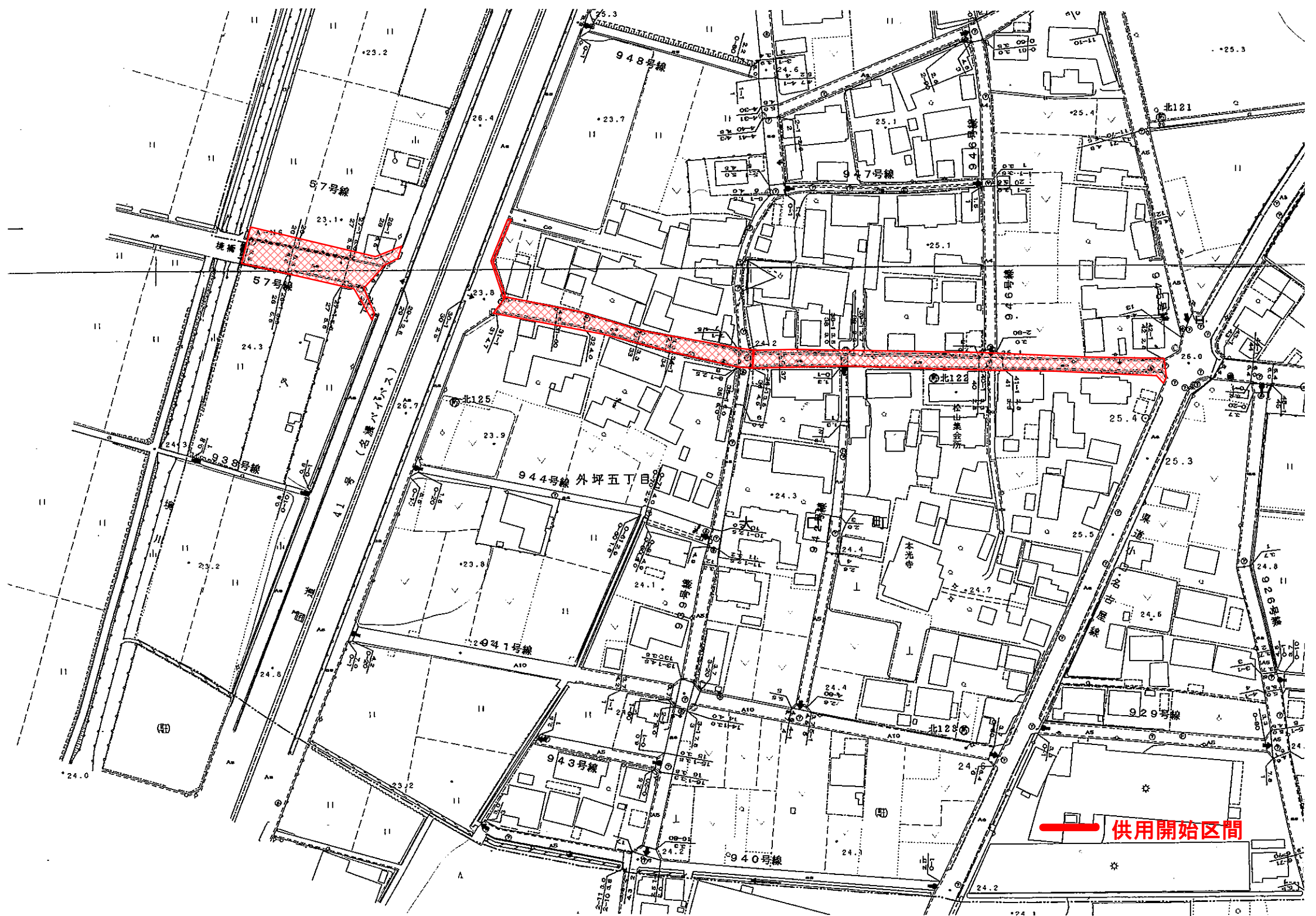
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

大口町長 鈴木雅博

路線 番号	路線名	区 間	供用開始年月日
57	内津々線	大口町外坪五丁目 47 - 1 地先から 大口町外坪五丁目 165 - 1 地先まで	平成 30 年 12 月 21 日



供用開始区間